

科学技術イノベーションによる地域社会課題解決（DESIGN-i）FAQ（2019年5月15日更新）

No.	項目	質問内容	回答
1	Ⅱ 申請主体等について	<p>申請主体については、地方公共団体（都道府県、市町村）及び大学等の連名とあるが、地域社会の実証フィールド及び地方公共団体と大学が離れている場合でも問題はないか。つまり、実証フィールド及び連名となっている地方自治体に所在していない大学が申請主体であることは問題ないか。（例えば、A県の自治体とB県の大学が申請主体であり、A県を実証フィールドとする。）</p>	<p>申請主体の地方公共団体と大学等が同一地域内に存在せず、離れていても問題ありません。 したがって、A県の地方公共団体とB県の大学が申請主体となり、また、A県を実証フィールドと設定しても問題ありません。</p>
2	Ⅱ 申請主体等について	<p>A県にある自治体B、C県にある自治体D、E県にある大学Fのようにそれぞれ異なる地域の主体（B、D、F）が申請主体となることは可能か。</p>	<p>A県にある地方公共団体B、C県にある地方公共団体D、E県にある大学Fというようにそれぞれ異なる地域の主体（B、D、F）が申請主体となることは可能です。 一方で、本事業は「リージョナルデザインチーム」が中心となって、地域の特徴を踏まえ、将来目指したい地域の姿としての「未来ビジョン」を設定し、当該ビジョンの達成に向け、障壁となっている課題を設定、その課題解決に向けた仮説の構築・検証を行うことを目的としています。したがって、上記の例の場合、どのように「地域」を捉え、その「未来ビジョン」を設定するのか、といった点に留意する必要があります。</p>

No.	項目	質問内容	回答
3	Ⅱ 申請主体等について	<p>一般社団法人と連携して本プロジェクトを実施し、統括プランナーを一般社団法人代表とする予定だが、この場合、</p> <p>(1) 申請主体として、一般社団法人を位置づけること。 (2) 補助対象機関として、一般社団法人を位置づけること（国からの補助金を直接、一般社団法人に配賦すること）</p> <p>は可能か。 なお、当該一般社団法人と申請主体である地方公共団体は、設立段階からの関連性はないが、昨年度に社会課題解決のための連携協定を締結したところ。</p>	<p>(1) について、一般社団法人が組織として事業運営を支援する場合（例：本事業の活動全体を運営サポートする組織の配置やスタッフの雇用・配置等）であれば、申請主体に一般社団法人を位置付けることは可能です。 (2) については、可能です。一般社団法人に対して国から直接補助金が交付されます。 なお、地方公共団体が当該一般社団法人に設立の段階からの関連性はなくても、差し支えありません。</p>
4	Ⅱ 申請主体等について	<p>大学が申請主体になる場合、大学の研究所や学部等の単位で主体になることができるか。 （競争的資金等の契約権限のある研究所での申請を検討しているが、法人である機関として、機関の代表者からの申請が必要か。）</p>	<p>様式1-1及び様式1-2には、申請する機関や法人の代表者を記載いただきます。したがって、機関の代表者からの申請が必要です。なお、大学の一部の学部や研究科単位で「リージョナルデザインチーム」の事務局機能を担うことは可能です。</p>
5	Ⅲ 支援対象内容について	<p>公募要領P3中の「Ⅲ. 支援対象内容」の「2. 未来ビジョンの設定」について、当該未来ビジョンは、新たに設定しなければならないのか。すなわち、既に地方公共団体で策定している「総合計画」や「長期ビジョン」、「将来構想」といったものを本事業の「未来ビジョン」として捉え、本事業採択後に新たに「未来ビジョン」を設定しなくても良いか。（※本件について、複数の類似質問あり）</p>	<p>既存の地方公共団体の「総合計画」、「長期ビジョン」、「将来構想」といったものを本事業の「未来ビジョン」として捉え、本事業採択後に新たに「未来ビジョン」を設定しなくても差し支えありません。その際、公募要領P7の「Ⅳ. 申請内容及び提出書類」の「1. 申請内容」で、「『未来ビジョン』の設定方法」を記載いただくよう求めていること、また、公募要領P9の「Ⅶ. 審査方法・審査の観点」の「2. 審査の観点」で、「『未来ビジョン』の設定のプロセス等について総合的に判断する」としていることに鑑み、提出書類に、既存の「総合計画」、「長期ビジョン」、「将来構想」といったものがどのようなプロセスを経て設定されたものであるか説明してください。</p>

No.	項目	質問内容	回答
6	Ⅲ 支援対象内容について	「仮説の構築・検証」と「仮説の実証・実装」の違いと、本事業での両者の位置づけとはどういったものか。	<p>「仮説の構築・検証」とは、課題解決の手段として適切と考えられる研究シーズとそれを持つ研究者等をマッチング（仮説の構築）を行った上で、当該研究シーズの妥当性、実現可能性を実験室レベルでの試験研究を通じて検証することを指します。</p> <p>「仮説の実証・実装」とは、上述の検証された仮説を地域社会の実証フィールドに対して、実際に実証・実装することを指します。</p> <p>なお、本事業はフィジビリティスタディとなっており、今年度は、「仮説の実証・実装」は補助対象となっております。</p>
7	Ⅳ 申請内容及び提出書類について	様式1（申請書）の申請者欄について、公表されている様式では、「（公印省略）」とある。これは、公印の押印についてはそれぞれの団体の事務規則等で定められているところだと思うが、それぞれの団体の手続きを適正に行えば、申請書に「公印の押印」がなくとも、提案書類を受理頂けるとの理解でよいか。	その通りです。公印の取扱については、各団体、機関、法人等の適切な手続きを経た上で、申請書においては、公印は省略の上、ご提出ください。
8	Ⅷ 補助内容・地域負担	地方公共団体からリージョナルデザインチームへの補助金交付は会計検査や同地方公共団体の契約制度上難しい。このため、コンサルタントへの競争入札による契約を行い、各構成チームへの再委託、及び連絡調整や報告書作成などは可能か。	地方公共団体の規定に則って行われる業務委託であれば可能です。

No.	項目	質問内容	回答
9	Ⅷ 補助内容・地域負担	7月5日に統括プランナーによる事業提案に対し審査され、補助金交付が認められることを鑑み、市より補助事業の統括プランナーへの随意契約は可能か？	地方公共団体の規定に則って行われる随意契約であれば可能です。なお、統括プランナーに係る経費は、交付決定日（9月初旬を想定）以降に発生したものが補助対象経費となります。
10	Ⅷ 補助内容・地域負担	本事業で有効性が検証された仮説の実証・実装への補助事業（1/2補助）は、何年間支援を想定しているか。	<p>本事業の支援期間は1年間であり、その対象内容は、「リージョナルデザインチームの活動」、「未来ビジョンの設定」、「課題の設定」、及び「仮説の構築・検証」であり、「仮説の実証・実装」及び「新たな課題への対応」は本事業の支援対象ではありません。ただし、予算の状況によっては、1年間にとどまらない継続的な支援へと発展する場合があります。しかしながら、継続的支援がどれくらいの期間になるのかについては、予算の状況次第であるため、現時点ではお答えできません。</p> <p>なお、「仮説の実証・実装」は、1/2補助ではありません。公募要領P5やP12にありますように、継続的支援へと発展し、「仮説の実証・実装」を行うこととなった場合、「地域内外から国費と同等規模のリソース（地域負担）」の支出を求めています。地域負担とは、具体的には、公募要領P12に記載されている例のものを指し、必ずしも事業実施に当たり拠出した自己資金である必要はなく、各機関で既に人件費が措置されている者の本事業へのエフォートを地域負担として算入することも可能です。</p>